

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アメレックスビル5階
Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

あけましておめでとうございます
今年もよろしくお願ひいたします

個人住民税の税率が大幅に改正

個人住民税の税率が、税制改正で大幅に改正されます。所得税から住民税への税源移譲に伴うもので、これまで3段階だった所得割の区分が10%にフラット化。課税所得700万円以下2%、700万円超3%だった道府県民税は一律4%に、200万円以下3%、700万円以下8%、700万円超10%だった市町村民税は、一律6%になります。

これに合わせ、長期譲渡所得などの分離課税についても税率割合が改正されます。土地・建物等の長期譲渡所得は、道府県民税1.6%、市町村民税3.4%がそれぞれ2%と3%に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得は、特別控除後の譲渡益6000万円以下の部分について、道府県民税1.3%、市町村民税2.7%がそれぞれ1.6%と2.4%などとなっています。

これらの改正は基本的に07年度以降の分から適用されます。

定時・定額の役員賞与は損金算入可能に

18年度税制改正のなかで実務上注目されるもののひとつが、長らく損金不算入とされてきた役員賞与の見直しです。18年5月施行の新会社法において、役員報酬・賞与が職務執行の対価として一本化されたことから、従来損金不算入とされていた役員臨時給与(ボーナス)について、あらかじめ定めに基づいて確定時期に確定額を支給するものであれば損金算入が認められることとなります。

一方で新会社法では、最低資本金要件の撤廃等に

より個人事業者が法人形態を選択することが簡単になります。個人事業者が法人形態を取れば、オーナー社長報酬については、法人段階で損金算入し、個人段階で給与所得控除が適用される、経費の二重控除によって節税が可能となります。

そこで、こうした節税目的の法人成りを抑制するため、実質一人会社のオーナー社長報酬については、給与所得控除相当分を法人段階で損金不算入とする措置を講ずることになりました。実質一人会社とは、同族関係者で株式の90%以上を保有し、常に従事する役員の過半を占める会社のことです。

ただし、その同族会社の所得(課税所得とオーナー社長報酬の合計額)が800万円以下の場合や、所得が800万円超3000万円以下で、社長報酬の占める割合が2分の1以下の場合は上記の措置は適用しません。低所得の会社は除かれるわけだが、この所得の金額は直前3年以内に開始する事業年度における平均額です。

なお、役員報酬の見直しについては、定期・定時要件の緩和のほか、利益に基づき算定される給与のうち、非同族法人が業務を執行する役員に対して支給する給与で、その事業年度において損金経理されていること、算定方法につき報酬決定委員会における決定等の適正な手続きがとられており、かつ、有価証券報告書等で開示されていることその他一定の要件を満たすものは損金算入が認められます。算定手続き等の適正性・透明性が確保された業績連動型役員報酬・賞与を、新たに損金算入可能としたわけです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月10日 |
| 2. 7~12月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....1月10日(特例は1月20日) |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日 |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月31日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

いよいよ始まる平成17年分所得税等の確定申告

平成17年分の所得税の確定申告がいよいよ2月16日から始まります。贈与税は2月1日から、ともに申告期限は3月15日まで。また、個人事業者の消費税の確定申告は、すでに1月4日から始まっており、申告期限は3月31日までです。なお、給与所得者が医療費控除や住宅ローン控除の適用を受ける場合などの所得税の還付申告は、1月から提出することができます。

平成17年分確定申告期間中は、平日以外でも、一部の税務署では、2月19日と26日に限り日曜日も、確定申告の相談・申告書の受付を行います。平日にはなかなか税務署に足を運べないサラリーマンなどは、事前に所轄税務署がその日曜日に開いているか確認しておいて確定申告することができます。また、駅や街の中心部など便利な場所に還付申告センターも開設しているので、通勤途中や昼休みなどに利用できます。

確定申告書の作成についても、パソコンでインターネットを利用している人は、すっかりお馴染みとなった国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、会社や自宅にいながら作成できます。これまではカラープリンタで印刷した申告書しか提出できませんでしたが、今年からはモノクロプリンタで印刷したのもそのまま税務署に提出することができるようになります。

消費税の確定申告では、消費税法の改正によって免税点が1000万円に引き下げられたことにより新たに課税事業者となった個人事業者の初めての申告となります。所得税の申告によって納税額がない場合や還付申告となる場合でも、消費税の納税が必要となる場合があるので、納税資金の準備に留意する必要があります。

納期限は申告期限までだが、振替納税を利用している場合の振替日は、所得税が4月20日、消費税が4月27日となっています。振替日に預貯金口座に納税額相当がないと引落としができずに滞納となってしまいます。預金残高の確認も必要になるでしょう。

4月以降における30万円未満の減価償却資産の即時償却

1月17日に閣議決定された平成18年度税制改正要綱には、今年3月末で適用期限を迎える「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」(いわゆる30万円未満の減価償却資産の即時償却)の2年間延長等が盛り込まれ、ホッとしている中小企業者も少なくないでしょう。ただし、注意したいのは、単なる適用期日の延長だけではなく、適用金額の上限が定められることです。

具体的には、今まで一事業年度に取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等してその年に事業の用に供すれば、取得等したすべての資産をその事業年度の損金に算入することが認められていたのを、「取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る減価償却資産は対象から除外する」に改められます。つまり、29万円のパソコンを11台取得した場合(29万円×11台=319万円)、300万円を超えた19万円が適用対象外とされるのではなく、10台分の290万円のみ適用され残りの1台は即時償却できないこととなりますので注意が必要です。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 1月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....2月10日 |
| 2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月28日 |
| 3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月28日 |
| 4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....2月28日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

中小会社にも会計方針の注記を義務付け

2月7日、会社法関係の法務省令が交付されました。昨年9本あった会社法の省令案でしたが、今回公布されたものは「会社法施行規則」「会社計算規則」「電子公告規則」の3本に整理され、形式や内容の上で大きく形を変えています。

その中で特に、現行の商法施行規則では小株式会社や有限会社など、いわゆる中小会社には省略が認められている、損益計算書・貸借対照表の作成に関する「重要な会計方針に係る事項」の注記について、公布された「会社計算規則」ではその注記を義務付ける規定が設けられています。

会社計算規則の132条で規定されている、重要な会計方針の内容は、

- ・ 資産の評価基準及び評価方法
- ・ 固定資産の減価償却の方法
- ・ 引当金の計上基準
- ・ 収益及び費用の計上基準
- ・ その他計算書類の作成のための基本となる事項となっています。

昨年、中小企業の会計指針も定められていることから、その流れをうけて法制化されたものと思われるが、今後の中小会社の決算実務に大きな影響を与えるものとなります。

健康食品の購入費用の医療費控除を否定

健康食品等の購入費用が医療費控除の対象になるか否かが争われた事案で、国税不服審判所は医師等の診療に直接必要な費用で治療等に必要な医薬品の購入に限られ、個々人の主観や価値観で適用範囲を拡大することは許されないと判断、審査請求を棄却しました。

この事案は、糖尿病等を持病に持つ審査請求人が確定申告の際に、糖尿病に係る食事療法のためのグァバ茶等の薬局からの購入費用、運動療法のための運動用具（ガスコンロ）やトイレの改築費用、献立書の購入費用、入院中の妻の弁当代、さらに請求人の妻の入院時の医療品の購入費用、マッサージ費用、温泉療養のための旅行費用等々の額90万円余を医療費として記載するともに、保険金等で補填される金額を零円として3年間にわたって申告していたことが発端になっています。

これに対して原処分庁が更正処分の上、過少申告加算税を賦課決定してきたため、その取消しを求めて審査請求されていた事案です。審査請求人は、これらの支出が医療費控除の対象になるか否かは、個々人の体質等の特殊性に応じて判断すべきであると主張して、原処分の取消しを求めていました。

しかし、裁決は、医療費控除の対象は医師等の診療に直接必要な費用、治療等に必要な医薬品の購入に限られ、納税者個々の主観や価値観によって解釈を変更して適用範囲を拡大することは認められないと指摘して請求人の主張を全面的に否定。その上で、食事療法のために薬局から購入したグァバ茶やクロレラ錠剤、梅エキス等々の費用は健康増進や体調維持が目的の健康食品や日常生活の用に供するものであり、医薬品等には該当しないと判断しましたが、その他の費用についても同様の考え方から審査請求を棄却しています。

(国税不服審判所 2005.03.15 裁決)

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 個人の所得税及び贈与税の確定申告 | 申告期限.....3月15日 |
| 2. 2月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月10日 |
| 3. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 4. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 5. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

ウィニー駆除費用の税務処理

最近、情報漏えいの形態として、ファイル交換ソフトであるウィニーを利用した者がウィルスに感染し、個人情報等が流出してしまった事例が多く見られます。

ところで、ウィニーを介したウィルス感染を未然に防止する手段として、従業員等が社内ネットワークでウィニーを使用できなくするために、ウィルスと同様にウィニーを発見すると自動的にパソコンから削除するソフトウェアが、現在企業や官公庁を中心に注目を浴びていますが、仮にこのソフトウェアを複数のパソコン用にライセンス契約で購入した場合、その取得価額は購入費用全体のみなのか、それともパソコン1台当たりで換算するのでしょうか。

このソフトウェアの価額は、5人分で約4万円弱するようですが、従業員を何千人も抱える企業にとっては相当な金額に上ることから特に気になるところですが、実際のところ、複数のパソコン用にライセンス契約でソフトウェアを取得した場合には、パソコン1台当たりのソフトウェア取得価額に換算することができ、10・20・30万円以下であれば一括償却制度等の適用を受けることができます。これは、「通常1単位として取引される単位で判断する」とされているためです。

したがって、仮に500人分のウィルス対策ソフトウェアを購入し、400万円を支払った場合、ソフトウェアの取得価額をパソコン1台当たりで換算すると8千円であることから、購入した時点で全額一時の損金に算入することが可能になります。

公示地価、三大都市圏の商業地が15年ぶりに上昇

国土交通省が23日に公表した今年1月1日時点の公示地価は、全国全用途平均で▲2.8%と15年連続の下落となったものの、下落幅は2.2ポイント縮小し、3年連続で縮小しました。全国平均で住宅地、商業地ともに▲

2.7%の下落ですが、住宅地は3年連続、商業地は4年連続で下落率が縮小しました。また、三大都市圏の商業地が15年ぶりに上昇に転じ、東京都は住宅地を含めた全用途でも15年ぶりに1.4%上昇しました。

東京・大阪・名古屋の三大都市圏は、全用途平均で▲0.9%の下落となりましたが、下落率は前年より3.0ポイント縮小、下げ幅は4年連続で縮小しました。住宅地は前年より2.5ポイント縮小の▲1.2%、商業地は同4.2ポイント縮小の1.0%とプラスに転じました。都心部では、利便性・収益性の高さを反映して高い上昇率を示す地点もみられ、過去の地価水準と比較すると、住宅地はほぼ昭和50年代半ば、商業地はほぼ昭和49年以前の水準となりました。

東京圏では、東京都は住宅地が0.8%、商業地が2.9%とともに平成3年以来15年ぶりに平均で上昇となりました。特に、住宅地では港区が18.0%、渋谷区が9.2%と大きく上昇しました。都心部のマンション需要の旺盛な地域や住環境に優れている伝統的な高級住宅地においては、2割を超える上昇地点もみられました。また、都内だけでなく、神奈川、埼玉、千葉の一部を加えた東京圏の商業地も1.0%上昇しました。

一方、地方圏は、全用途平均で14年連続の下落となる▲4.6%でしたが、下落幅は1.4ポイント縮小しました。住宅地は▲4.2%、商業地は▲5.5%とともに2年連続の下落率縮小となりました。地方中心都市では利便性の向上や都市再生、交通基盤整備等を背景に上昇地点もみられますが、多くの地方都市では、人口減少、郊外部の宅地の供給により需給が緩んでいることや、オフィス需要の低迷、郊外型大規模商業施設の進出の影響などにより、依然下落が続いている地点が多いようです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 申告所得税の振替納付 | 振替日.....4月20日 |
| 2. 3月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....4月10日 |
| 3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月1日 |
| 4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月1日 |
| 5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....5月1日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

判明した役員給与損金不算入措置の基準所得金額の計算

平成18年度税制改正で導入された特殊支配同族会社いわゆる実質一人会社のオーナー社長の役員給与の給与所得控除相当額を損金不算入とする措置の適用要件が明らかになりました。注目されていた過去3事業年度に基づく基準所得金額の計算方法が政令で判明したわけです。計算では欠損金額も計算要素となることから、赤字法人であっても過去の給与所得が多ければ適用される可能性があります。

この損金算入制限措置は、過去3事業年度のその同族会社の所得水準(課税所得とオーナー社長給与の合計額)が800万円以下の場合と、所得水準が800万円を超えても3000万円に達するまでは、社長給与の占める割合が50%以下であれば適用除外となる措置が設けられています。

そこで適用除外となるかどうかを判定する具体的な計算方法は、「所得金額+オーナーの役員給与額+繰越欠損金の適用金額」から「(欠損金額-オーナーの役員給与額)+特殊支配同族会社に該当する前に生じた欠損金額等」を差し引いた金額を、その基準期間内事業年度の月数の合計数(3年なら36ヵ月)で割り、これに12を掛けた金額が基準所得金額となります。

過去の事業年度が3年に満たない新設法人なども、この計算方法で判定することになります。赤字法人であっても、過去の事業年度に支払った役員給与や繰越欠損金額が多ければ、基準所得金額が大きくなって、損金算入制限措置の適用除外とならないおそれもあります。この算式では、欠損金額は控除されるが、役員給与が多ければ控除額は少なくなる仕組みです。

こうして計算した結果、適用されることになれば、当期

の給与所得をいくら低くしても、法人の課税所得にオーナーの給与所得控除額相当が加算されます。その額も政令で規定されましたが、現行の給与所得控除額と同額です。例えば、今期の役員給与額が800万円であれば、給与所得控除額相当の200万円が加算されます。

特殊支配同族会社の「別表」登場

「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」の対象となる会社の判定に用いる明細書(法人税別表)が、4月13日に公布されました。

同日付の官報には、法人税法施行規則の一部改正省令により見直された多くの法人税別表が掲載されています。このうち特殊支配同族会社関係では、別表十四(一)「特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入の計算に関する明細書」と、別表十四(一)付表「特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書」の2つが新設されています。内国法人が、特殊支配同族会社に該当する場合には、確定申告書に前3年基準所得金額の計算等に関する明細書を添付しなければならない、との改正政令の規定に基づき設けられたもので、改正政令の各規定を様式化しています。

別表十四(一)には、特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定基準である業務主宰役員等の所有する株式割合、議決権割合及び常務従事役員数割合に加え、業務主宰役員関連者及び関連者以外の業務主宰役員グループに属する者の氏名、所有する株式数、議決権数及び常務従事役員の名を記入します。損金不算入の適用除外の判定基準となる基準所得金額算出のための計算は、別表十四(一)付表で行い、ここで求めた金額を別表十四(一)に転記します。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....5月10日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....5月31日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

新会社法、5月1日に施行

平成17年6月29日に、国会で「会社法」(以下、「新会社法」とする)が成立し、5月1日に施行されました。これまで、会社に関する規定は、商法第2編、有限会社法、商法特例法など、様々な法律に分散しており、一つの法律にまとまっていませんでした。

そこで新会社法は、会社に関する法律を一本にまとめて条文を再編成すると共に、体系的でわかりやすい法律になります。

有限会社制度の廃止

有限会社は、非公開・中小企業を想定し、同じ有限責任タイプの株式会社に比べて簡易な規制を選択することができました。しかし、実際には有限会社は株式会社に比べて信用力が劣るという認識から、小規模の企業であっても株式会社の形態を選択するという事態が生じ、実態として有限会社とは差がない株式会社が増加していました。

このような状況を踏まえ、新会社法では、有限会社制度を廃止し、株式会社制度に一本化します。更に、株式譲渡制限会社においては、株式会社でありながら現行の有限会社に準じた簡易な規制を選択することができるようになります。

株式譲渡制限会社

株式譲渡制限会社とは、①全ての株式の譲渡を②会社の承認を必要とする旨の定めを③定款に置いている株式会社のことです。

現存の有限会社は？

特例有限会社制度により、新会社法施行後も有限会社の商号をそのまま使用することが認められます。もちろん、定款における株式会社への商号変更、特例有限会社の解散登記及び株式会社の設立登記によって通常の株式会社へ移行することも可能です。ただし、有限会社を新設することはできなくなります。

参考までにこれからどう組織が変わっていくのか、表にまとめてみましたので参考にしてみてください。

	以前の株式会社	以前の有限会社	新会社法での株式会社
根拠法令	商法第2編 商法特例法	有限会社法	新会社法
最低資本金	1,000万円	300万円	なし
機 関	取締役会	必ず設置	設置不可
	監査役	必ず設置	任意で設置
	取締役の数	3人以上	1人以上
	取締役の任期	2年	制限なし
	監査役任期	4年	制限なし
その他			会計参与の設置が可能
そ の 他	社債・新株予約権	発行可能	発行不可
	決算公告の義務	あり	なし
	会計監査人制度	あり。大会社は必ず設置、中会社は任意で設置	なし
	株主ごとの異なる取扱の定め	定款に置けない	定款に置くことが可能

(※1) 株式譲渡制限会社の場合

(※2) 株式譲渡制限会社の場合、定款で定めればそれぞれ最大10年まで延長可能です。また、特例有限会社では任期に制限はありません。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 5月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....6月12日 |
| 2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 3. 10決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....6月30日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

法人の役員給与に関する規定

平成18年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する等の法律により、法人の役員給与に関する規定が改正され、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることになりました。それに伴い、国税庁は6月20日に法人税法改正で見直された役員給与の損金不算入制度の周知を目的として「役員給与に関するQ&A」を公表しました。

今回の改正では、損金算入できる役員給与として、「事前に定めがあること」を要件として、定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与の3つが規定されていますが、それぞれの制度のポイントについて質疑応答形式で回答したものです。

今回は上記3点について簡潔に説明していきます。

1、定期同額給与

まず、定期同額給与については、期中改定に関する政令事項の意義が掲げられているほか、定時株主総会等の決議による役員給与の増額改定について、期首に遡って増額することとして、期首から総会までの増額分を一括支給する場合、その増額分は損金算入されないことを明らかにしています。

Q&Aでは、改正後の法令の規定では定期同額給与についても「事前の定め」があることが損金算入の前提であることから、すでに終了した職務に対して、「事後」に給与の額を増額して支給したものである遡及増額分の一括支給については損金に算入されないとの考え方を示しています。

2、事前確定届出給与

事前確定届出給与については、届出期限までに「届出書」を提出することが要件の一つとされていますが、対象となる役員給与は役員の職務の執行を開始する日までに「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が設けられているものに限るとしています。

これは、とにかく「届出、先にあるべき」と考えがちであるところ、そもそもまず届出以前に「定め」があることが、事前確定届出給与の大前提である点を明確に示したもので、それゆえ「従来の利益処分役員賞与のように、職務執行期間開始前に支給金額等が定められていないものは、事前確定届出給与に該当しないことから、損金に算入されない」点についても重ねて留意を促した内容となっています。

3、利益連動給与

利益連動給与については、算定方法等が事前に定められているものが対象となります。

具体的には「業務執行役員の全てに対して支給するもの」で、かつ「個々の利益連動給与がそれぞれ法令の要件を満たしている必要がある」ことから、「開示についても、業務執行役員の全てについて行う必要がある」とした上で「算定方法が同様の利益連動給与について算定方法の内容を包括的に開示することまでは妨げない」旨、「役員の個人名の開示を求めるものではなく、肩書き別に算定方法の内容が明らかにされていれば足りる」ということになっています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--|----------------|
| 1. 6月分(納期の特例申請書を提出している場合は1月~6月分)源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....7月31日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

個人年金の新商品 課税関係が明確になるまで販売を一時自粛

外資系の生命保険会社が、昨年秋から提携金融機関を通じて販売していた変額個人年金保険について、商品の一部の販売を自粛することを発表しました。

この商品は保険料一時払い型の変額個人年金保険で、昨年11月から販売されていた新しい受取形態のある個人年金保険です。一時払い保険料の100%が受取総額として保証される元本保証型の変額年金保険であるため、この低金利下にあって注目を集めていたようです。

同社が自主的に販売停止としたこの年金商品は、予め年に1回、6回、12回いずれかと定めた受取回数で、契約初年度から一定の期間(年金の受取が開始されるまでの間)、毎年、年間の引出しが保証される限度額内で支払を受けることができるという、新しい受取形態のある仕組みとなっているのが特徴です。

同社の販売自粛についての発表資料によると、販売停止した一部の商品は、柔軟性に富んだ引出という新しいコンセプトの業界最新の商品であるため、まだ確定した税務上の取扱が存在しないと、支払時の源泉分離課税の計算方法について現時点では不明確な点があることから、契約者に対し明瞭に説明できるよう、取扱について税務当局と協議中であるとしています。そのため、詳細については現時点では明らかにされていません。

平成18年度改正による酒税法改正

平成18年度税制改正によって、酒税法が改正されました。この改正では、第3のビールと言われている「その他の雑酒2」の増税が注目されました。そもそも、発泡酒やその他の雑酒2などはビールの酒税が高いことなどから、不況下においてもっと低価格なビール飲料を求める消費者の声に応じて開発されたものです。

税制の「隙」をついた商品と言えなくもないですが、それでもメーカーによるそのような商品の開発にはコストも労力もかかっているわけで、その努力を税制改正で無にするような対応はいささか問題があるのではないかという指摘もありました。もっとも、その分、多少ではありますが、「本物のビール」の酒税は減税されています(350ml缶あたり70銭の減税ですが)。

今回の改正では、これまで原料や製造方法によって10種類以上に分類されていた酒類を4種類の分類に簡素化するほか、清酒は減税となるなどの改正も行われています。なお、第3のビールについては350mlあたり3円80銭の増税、発泡酒の酒税は据置きとなっています。

増税となったわけですから、第3のビールは当然価格が上がっているはずですが、多くの小売店では従前通りの価格での販売が行われています。

国税庁からは価格は企業の自主的な判断としながらも、税率の見直しは原則、販売価格を通じて適正に転嫁されるべきだとする通達が出されました。国税庁側の思惑としては、第3のビールから普通のビールへ消費がシフトすることで、酒税の税収増をはかりたいということもあるのかもしれない。

また、本来は価格が上がるはずの増税で価格が上がっていないということは、誰かが増税分を負担しているということで、流通業者が泣かされている可能性も否定はできません。

とはいえ、ネット上では価格を巡る販売競争が激しく行われている昨今、どこでも手に入る一般消費材については国税庁やメーカーの思惑だけでは価格が決められないのも現実です。今回の酒税法改正は、結果として消費者の選択眼の厳しさ、小売店の競争の激しさを浮き彫りにしたようです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....8月31日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

相続時精算課税制度のおさらい

平成15年度税制改正で導入された満65歳以上の親から満20歳以上の子(推定相続人)への贈与について2500万円まではその時点で贈与税を課税せず(2500万円を超える部分は一律20%の税率で課税)、相続時に他の相続財産とあわせて相続税として一括して精算する「相続時精算課税制度」は、18年分贈与税確定申告をみると申告人員8万2千人(うち納税人員は5千人)、申告納税額324億円と順調に利用されています。

暦年贈与と精算課税贈与との関係

暦年贈与は税率構造が簡素化されて、基礎控除110万円としてそのまま残っています。一方、「相続時精算課税制度」を利用して贈与を受けると、それ以後、その選択をした親から暦年贈与を受けることはできなくなります。

贈与する人の立場で相手ごとに選択する

贈与する側からみて相続時の相続税負担を軽減する対策としては、原則として暦年贈与の方が有利です。また、贈与後に贈与財産が値下がりした場合は、精算課税贈与をすればかえって相続税が増えることとなります。

ただし、「将来値上がりする可能性の高い財産」や「着実に収入を生む財産」を、相続時精算課税制度を活用して贈与するならば、大きな相続税対策となります。

贈与される側からみたとき

相続時精算課税制度は父からと母からと両方の贈与に適用することができます。従って、一般の贈与の場合には2500万円×2=5000万円まで、住宅取得資金贈与の場合には3500万円×2=7000万円まで非課税で贈与を受けることができます。

海外資産でも精算課税制度は利用OK

最近では海外に土地や不動産等を所有する者も増えていますが、国外の財産でも相続時精算課税制度が利用できるかどうかは、その後の資産運用などにも大きく影響してくるので気になるところですが、この制度では国内・国外によつての制限はなく適用は受けられるので心配はいりません。ちなみに、贈与税の計算をする場合には、贈与される財産について課せられた国外財産に対する贈与税額(外国税額)を控除した金額となります。

なお、贈与者である親に相続が発生した場合の相続税申告では、この贈与税の課税価格を相続税の課税価格に加算して相続税額から贈与税額を控除することになりますが、その際の贈与税額は外国税額を控除する前の税額となるので注意が必要です。

.....

☆事務所よりお知らせ☆

10月6日(金)、浜平税理士事務所は、所員旅行のためお休みさせていただきます。

どうかご了承くださいませ。



☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....9月11日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月2日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月2日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....10月2日 |



浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

税制改正による交際費等の損金不算入

【概要】

法人が支出する交際費等は、原則として損金の額に算入されないこととなっていますが、損金不算入の対象となる交際費等の範囲から「一人当たり5千円以下の一定の飲食費」を除外することになりました。これは平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用となります。

【改正内容】

飲食その他これに類する費用（専ら当該法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）であって、その支出する金額を基礎として支出する金額を当該費用にかかる飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額は5千円以下の費用が交際費等から除外されます。

そして、飲食を証明するための書類として、次に掲げる事項を記載した書類を必要としています。

- 1、当該飲食等のあった年月日
- 2、当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名または名称およびその関係
- 3、当該飲食等に参加した者の数
- 4、当該費用の金額ならびにその飲食店、料理店名等の名称及びその所在地
- 5、その他参考となるべき事項

【まとめ】

今回の改正内容は、従来交際費等として取り扱

われていた「社外の者との飲食費用のうち1人あたり5千円以下のものを除外するものである」、その取り扱いには特に注意したいところです。つまり、法人が支出した飲食費用の取り扱いを整理すると次のようになります。

- ①福利厚生費に該当するもの
→新年会・忘年会・残業食事代など
- ②会議費に該当するもの
→会議に関連して、茶菓・弁当その他これに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- ③交際費等に該当するもの
・専ら法人の役員・従業員のために支出するもの
→金額にかかわらず、原則として交際費等
・上記以外の支出
→1人当たり5千円以下…交際費等から除外
→1人当たり5千円超…交際費等

また、納税者からいくつかの質問に対して、国税庁担当者からの回答が国税庁ホームページに掲載されていますのでこちらの方も参考にしてください。

↓回答事例集です。

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5065/5065.pdf>

※お知らせ

再度のお知らせで甚だ恐縮でございますが、10月6日(金)は事務所員旅行のため、お休みさせていただきますのでご了承くださいませようお願いいたします。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 9月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....10月10日 |
| 2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月31日 |
| 3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月31日 |
| 4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....10月31日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

「法人事業概況説明書」の記載内容

これまで提出が任意とされていた法人事業概況説明書が、平成18年度税制改正において法人税確定申告書の添付書類としての提出が義務づけられました。これに伴い、国税庁は、9月に公表した「法人課税関係の申請・届出等の様式の一部改正について(法令解釈通達)」のなかで、法人事業概況説明書の様式や記載内容を明らかにしましたが、記載内容は、とても「事業概況」とはいえない詳細なものを求めており、波紋を呼んでいます。

記載事項は、事業内容を始め16項目ありますが、法人事業概況説明書は、元々税務調査などの際の基礎資料として利用されるものだけに、詳細な内容の記載を求める項目もあります。例えば、「電子計算機の利用状況」では、どの業務にコンピュータを利用したかを始め、その機種名、リースの場合はリース料の月額、市販会計ソフトの名称などを記載します。これらはIT化に対応した調査の基礎資料とする狙いがあるようです。

また、「代表者に対する報酬等の金額」では、「同族会社の場合には」と限定して報酬等の金額を明細に記載するよう求めています。今年度税制改正で導入された特殊支配同族会社の役員給与規制、いわゆる実質一人会社規制を想定したものとみられています。そこでは、代表者に対する「報酬」「賃借料」や「支払利息」「貸付金」「仮払金」代表者からの「借入金」「借受金」の額を千円単位で記載することを求めています。

一方、これまで、法人事業概況説明書の提出の是非については、法的に義務づけられていないことか

ら不明確なところがあり、税の公平性・透明性の観点から疑問視する意見も多かったようです。今回、そういった公平性・透明性の面での問題点は解消したことになりますが、記載内容からみると、「概況説明」とは程遠いものとなっており、国税当局の納税者管理がより厳しくなったという印象は否めません。

事業供用までは「貯蔵品」として取り扱われる減価償却資産

景気の回復に伴い、企業の設備投資意欲が急速に高まっています。8月9日に内閣府が発表した2006年4月～6月の機械受注額は3兆4685億円で、過去最高だった1996年10～12月期(3兆5848億円)以来の高水準となっています。

ところで、機械等を取得した場合、税務上は減価償却やこれに付随する割増償却・税額控除特例の適用上、その取得日と事業供用日が重要になります。このうち取得日については、通常は売買契約書の内容に明記されている日、あるいは、所有権移転の日になると考えられるが、問題は事業供用日です。

税法上は、機械等を取得しただけでは減価償却費を計上することはできません。あくまで「事業の用」に供してはじめて減価償却が可能となります。ここでいう事業の用に供した日とは、機械等を取得後、その据付け、試運転等が完了し、まさに機械等の使用を開始する日を指します。したがって、取得から事業供用までの期間においては、機械等は減価償却資産ではなく、「貯蔵品」として取り扱われることになるので注意しましょう。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....11月10日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....11月30日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

平成18年分年末調整の注意点

本年も年末調整を行う時期がやってまいりました。毎年のことではありますが、昨年と比べて変わった点がいくつかありますのでこれから列挙していきます。

◎定率減税の額の引き下げ

定率控除額について、定率控除前の所得税額の10%相当額(最高12万5千円)となりました。

◎1年経過未払役員賞与の源泉徴収

法人が利益処分による経理をした賞与については、その支払いの確定した日から1年を経過した日までにその支払いがされない場合には、その1年を経過した日においてその支払いがあったものとみなして所得税の源泉徴収を行うこととされました。

◎勤労学生控除の対象となる専修学校および各種学校の設置者の範囲が拡大

減価償却制度見直しの影響を分析

本間正明会長が率いる新政府税調がスタートし平成19年度税制改正に向けた議論がスタートしましたが、焦点のひとつは減価償却制度の見直しです。その減価償却制度の見直しの影響について、設備投資の増加効果に加え、長期的な経済活性化も期待できる、との分析結果を明らかにしたのは、第一生命経済研究所のレポートです。

このレポートによると、全額損金算入が認めら

れた場合、経済に対する影響としては、(1)減価償却費の増加による手元資金の増加、(2)資本コストの低下、(3)固定資産税の減少、の3つが考えられるとみています。

(1)減価償却費の増加による手元資金の増加については、償却方法次第であるものの、設備投資を0.4ポイント押し上げる効果が期待できると試算しています。また、設備の償却をより多く行うことができれば、投下資本を早期に回収できることになるため、企業は設備投資をしやすくなるとみています。

(2)資本コストの低下については、設備投資は0.6ポイント押し上げる効果が見込まれています。

さらには、(3)設備の償却が100%認められれば固定資産評価額も変更が出てくる可能性があり、固定資産税の減少を通じて設備投資は0.1ポイントの押し上げられると試算しています。

同レポートの全文は↓

http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et06_191.pdf

年末年始休業のお知らせ

浜平税理士事務所は12月29日(金)から1月4日(木)まで休業とさせていただきます。年始は5日(金)から営業いたします。

よい新年をお迎えされますことを心からご祈念申し上げます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1. 11月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....12月11日 |
| 2. 給与所得の年末調整 | 調整の時期.....本年最後の給与の支払をするとき |
| 3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月4日 |